

起業する人や事業改善する人を支援します！

市内における新たな事業主体の創出及び市内事業者の事業の改善を促進し地域経済の維持・発展を図るため、改修費・付帯設備費および広告宣伝や商品開発などに要する経費の一部を補助します。

＜補助対象経費＞

改装・改築費、備品費、商品開発費、広告宣伝費

補助率 1/2

★原則、伊賀市内の業者を利用すること

★店舗を改装・改築する場合(特に新たな事業を行う場合)には、新型コロナウイルス対策を万全に行うこと

①地域と連携した起業支援事業

市外の者（申請時点で、市内に移住して3年を経過していない者を含む）が市内にある空家・空き店舗を利用し、市内の団体等（※1）と協働（※2）で新たな事業を創出する取り組みを支援。

補助額 50万円（下限）～300万円（上限）

※1 市内の団体等：規約を有する組織（例：自治組織・商店街組織）や非営利法人（例：NPO法人）

※2 協働：連携する目的・内容・役割及び開設事業所等の所在地域への貢献について、具体的に明記された協定書を締結して事業を行うこと。（協定書の様式は任意です）

②起業支援事業

市内にある空家・空き店舗を利用し、新たな事業を創出する取り組みを支援。

補助額 20万円（下限）～100万円（上限）

③事業承継支援事業

市内の者が行う、世代交代を含めた経営革新や事業改善の取り組みを支援。

補助額 20万円（下限）～40万円（上限）

採択方法

応募×切後、9月下旬～10月上旬ごろに審査会を行い、補助事業者を決定します。（審査会では、応募申請に基づき、プレゼンテーションを行っていただきます）

詳細は
こちら
まで→

伊賀市商工労働課

補助金の要綱、提出書類様式等は市ホームページをご覧ください。

電話 0595-22-9669

Fax 0595-22-9695

市HP <http://www.city.iga.lg.jp>